

大和郡山市地域クラブ活動連絡等アプリ導入事業 仕様書

大和郡山市教育委員会事務局

大和郡山市の地域クラブ活動に参加する生徒及びその保護者並びに指導者等を対象に、各地域クラブ活動の予定、出欠確認及び活動中の様子の共有並びに参加生徒にかかる活動費等の集金のために活用する地域クラブ活動連絡等アプリケーション（以下単に「アプリ」という。）を導入し、地域クラブ活動の円滑な運用及びコミュニケーションを図ることができ環境構築を目的とする。

1. 受託者の参加資格要件

大和郡山市地域クラブ活動連絡等アプリ導入事業（以下「本業務」という。）の受託者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 大和郡山市物品購入等契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去3年間以内において、複数自治体への導入事業を受託した実績を有し、確実に業務の履行及び継続ができること。
- (4) 本業務を実施する部門において、連絡・管理ツール導入時点で ISO27001（ISMS）適合性評価制度及びプライバシーマーク付与認定 ISO/IEC 27017（JIS Q 27017）の認証を取得していること。
- (5) 導入する学校および地域クラブへ直接訪問し操作説明する等のサポート対応が実施できる体制を有すること。
- (6) 自治体担当者のみならず、利用する外部指導者、保護者等からの問合せにも対応できるサポート体制を有すること。

2. システム要件

以下の要件を全て満たすシステムを提供すること。なお、以下に記載の無い事項については、独自提案として明記すること。

- (1) システム全般
 - ① 携帯電話等について、国内主要キャリアに対応していること。
 - ② ISO27001（ISMS）適合性評価制度の認証を保有した部門において、システムが運用されていること。
 - ③ 受託者によって ASP 又はクラウドによって提供され、利用者はパソコン又はスマートフォンアプリからシステムを利用する形態とする。
 - ④ サービスは日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供す

ること。

- ⑤ 読取用端末及びブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- ⑥ 外部指導者等は、加入しているクラブ以外の情報を見ることができない設計であること

(2) 連絡先の登録

- ① 連絡先の登録は、受信者である保護者が自身のパソコンやスマートフォンを利用して登録できる仕組みであること。
- ② 利用する生徒・保護者の個人情報（住所、生年月日、電話番号、SNS アカウント）を取得しない工夫をして、運用できること。
- ③ 保護者向けの登録手順書が提供されること。
- ④ 児童生徒一人につき、保護者の連絡先を2個以上登録できること。
- ⑤ スマートフォンアプリの登録に際しては、Google 社および Apple 社の公式ストアからダウンロードする仕組みであること。
- ⑥ 部外者のなりすまし登録を排除するため認証用のコードを設けること。

(3) メンテナンス

- ① 大和郡山市教育委員会の管理者（以下「管理者」という。）は、登録者情報を一覧表示させ、変更や削除などのメンテナンスができること。
- ② 登録者情報の一覧表示は、所属情報や氏名の部分文字列などで絞り込み表示でき、Excel で扱える形式（CSV 形式等を含む）で出力できること。

(4) 通知機能

- ① 各地域クラブからの配信においては、次の指定ができること
 - ・所属生徒全員を対象に配信できること。
 - ・任意でグループを設定し、配信できること。
- ② マイページは他の登録者がアクセスできないセキュアなページであること。
- ③ マイページは ID やパスワードを入力することなく簡単な操作でアクセスできる配慮がなされていること。
- ④ メッセージの配信日時を予約でき、配信予約の確認及び配信予約の取消しができること。
- ⑤ 配信メッセージにファイルを添付できること。また、保護者はマイページから過去に配信された添付ファイルを表示し内容を確認できること。
- ⑥ 過去に配信したメッセージを再利用し、新メッセージを作成できること。

(5) 配信履歴

- ① メッセージの配信履歴を管理し管理者から閲覧できること。
- ② 配信履歴ごとに、配信内容および配信結果の詳細を確認できること。

(6) 配信エラーの取扱

- ① 配信メッセージが不達の登録者情報を一覧表示できること。
- ② 配信メッセージの不達があらかじめ設定した回数に達したメールアドレスを、配信対象から自動的に除外できること。

(7) 欠席・遅刻連絡

- ① マイページから欠席や遅刻の届けができること。
- ② パソコン又はスマートフォンから届出ができること。

(8) 集金機能

- ① 月額にてオンラインにて自動で集金ができること。この場合において、数か月分をまとめられる機能を有すること。
- ② クレジットカード、口座など複数の選択肢から集金が可能であること。
- ③ 未払いなどの支払い状況を管理でき、通知ができること

(9) 教育委員会の権限

- ① 教育委員会、クラブなどの団体に配信権限を設けることができ、配信権限、登録者の閲覧権限の制限の設定ができること。
- ② 管理画面は、専用の ID とパスワードによって保護され、操作者ごとに管理画面へアクセスするための専用 ID とパスワードの割り当てができること。
- ③ 不適切な利用の防止及びメッセージ内容に関する指導の観点から、教育委員会は、各クラブの配信メッセージの内容及び配信結果を閲覧できること。
- ④ 各クラブのアプリ利用の状況の確認が可能であること。
- ⑤ 全てのスケジュールおよび生徒・保護者の出席・欠席・遅刻・早退を確認可能であること。
- ⑥ 指導者、生徒、保護者による各クラブへのアカウントの承認を代理で行うことが可能であること。
- ⑦ 統括管理者の範囲を任意に設定することが可能であること。
- ⑧ メンバー一覧を CSV でエクスポート可能であること。
- ⑨ 指導者の勤怠管理を行うことが可能であること。
- ⑩ 指導者の勤怠情報を CSV でエクスポート可能であること。

(10) 導入支援

- ① 導入に際しては大和郡山市教育委員会担当者と十分な協議を行うこと。
- ② 市から提示した学校一覧をもとに利用環境を用意し、児童生徒および教 職員の名簿を、所属する学校、学年、クラスに登録した上で利用環境を提供すること。
- ③ 指導者を対象とした操作研修会を開催し十分な説明を行うこと。
- ④ 本プロポーザルの公示日時点で契約している事業者以外のシステム提供者のシステムを導入することとなった場合、教育委員会・学校・保護者等の負担が極力かからないよう、契約開始日から滞りなく運用できる環境を整えること。

(11) 保守サポート

- ① サポート窓口を設け、市担当者、地域クラブ指導者及び保護者からの問合せに対応すること。サポート窓口による電子メール・電話・オンライン会議ツール等でのトラブル対応や操作及びシステムの問い合わせの対応（電話又はメール）が平日 9 時から 18 時までの時間帯で可能なこと。
- ② サポート窓口の連絡先は、事前に大和郡山市教育委員会担当者に提出し、同窓口の連絡先や受付時間は、受託者側で保護者が知りうる状態にすること。
- ③ アプリに脆弱性が発見された場合は、速やかに市担当者に報告の上、改善を行うこと。
- ④ 第三者機関が公表する脆弱性情報を常時収集し、該当する脆弱性情報が発表された場合は、速やかに対応を行うこと。
- ⑤ セキュリティインシデント発生時は、直ちに市担当者に報告し対応策を協議すること。

3. 契約期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで（予定）

当契約は 3 年間の長期継続契とし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当 該金額について減額及び削除があった場合は契約解除することができるものとする。この場合において、受託者はそれによる費用の発生を一切委託者に請求することはできないものとする。

4. アプリ使用料支払方法

- (1) 受託者は、利用実績に合わせ、毎年度末日までに請求書を教育長に提出する。
- (2) 教育長は、契約に基づき、請求があった日から 3 0 日以内に受託者に支払う。
- (3) 請求に消費税及び地方消費税に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5. 提出書類

- (1) 事業者は、システム構築作業開始後速やかに着手届を作成し、提出する。
- (2) 事業者は、システム構築作業完了後に速やかに完了報告書を提出する。